

## 職長・安全衛生責任者教育（建設業）の開催について

一般社団法人白河労働基準協会

労働安全衛生法第60条（同施行令第19条）により、事業者は、その事業場の業種が政令で定めるものに該当するときは、新たに職務につくことになった職長その他の作業中の労働者を直接指導または監督する者（作業主任者を除く）に対し、厚生労働省令で定めるところにより、安全または衛生のための教育を行わなければならないとされております。

また、建設業においては、職長が安全衛生責任者（安衛法16条）を兼務することが多く見られることから、厚生労働省より「職長教育」と「安全衛生責任者教育」を統合した『職長・安全衛生責任者教育』の実施について行政通達が出されました。当協会では、この行政通達に基づき標記講習を実施いたしますので、ぜひ受講されますようご案内申し上げます。

### 記

#### 1. 日 時

第1日	平成30年5月8日(火) 9:20 ~ 17:30
第2日	9日(水) 9:00 ~ 17:00

※第1日目は開講前に修了証用の写真撮影がありますのでお早めにおいで下さい。

2. 会 場 白河市産業プラザ 人材育成センター (白河市中田 140 TEL0248-22-3512)

3. 受講料 会 員 15,560 円 (受講料 13,500 円(税込) / 送料代 2,060 円(税込)含む)  
非会員 17,720 円 (受講料 15,660 円(税込) / 送料代 2,060 円(税込)含む)

4. 申込期日 平成30年4月26日(木) 締切

5. 申込方法 裏面の受講申込書に受講料を添えて、当協会までお申し込み下さい。

(一社)白河労働基準協会

〒961-0074 白河市郭内 1-125

TEL 0248-24-0961 FAX 0248-24-0950

銀行振込をご利用のときは申込書をFAXで送信し、上記締切日までに下記口座宛にお振込みください。振込手数料は、貴社にてご負担下さい。

《 振込先 》 東邦銀行白河支店 普通 390240

一般社団法人 白河労働基準協会

#### 6. その他

- ①筆記用具を必ずご持参ください。
- ②受講取消の場合、申込締切日までに連絡が無いときは、受講料の払い戻しはいたしません。
- ③遅刻・早退・一時退出者には修了証を交付いたしません。
- ④ご不明の点は、事務局までお問い合わせ下さい。

職長・安全衛生責任者教育（建設業） 受講申込書

（平成30年5月8～9日実施分）

ふりがな 氏名	生年月日	職名
	現住所	
	昭・平 年 月 日	
	〒 _____	
	昭・平 年 月 日	
	〒 _____	
	昭・平 年 月 日	
	〒 _____	

上記のとおり \_\_\_\_\_ 名を受講料 \_\_\_\_\_ 円を添えて申し込みます。

平成 年 月 日

郵便番号 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

事業場名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

FAX 番号 \_\_\_\_\_

担当者名 \_\_\_\_\_

（一社）白河労働基準協会長 殿

★下記につき該当する項目に○を付けてください。

受講料 : 直接持参 ( 月 日 予定 ) ・ 郵送 ・ 銀行振込 ( 月 日 予定 ・ 済 )
--

【個人情報について】 ご記入の個人情報については、当教育講習以外の目的では使用いたしません。